各都道府県介護保険担当課(室) 各保険者介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

介護保険 最新情報

今回の内容

若年性認知症施策の推進について

計8枚(本紙を除く)

Vol. 191

平成23年4月15日

厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよ う、よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線3871)

FAX: 03-3595-3670

都 道 府 県
各 指 定 都 市 高齢者保健福祉主管部(局)御中
中 核 市

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室

若年性認知症施策の推進について

日頃より、若年性認知症施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、さる平成23年1月19日に若年性認知症の方ご本人の意見をもとに、当事者のニーズに応じた施策を推進するため、「若年性認知症施策を推進するための意見交換会」を開催したところです。

当意見交換会におきましては、若年性認知症の方ご本人をはじめ、ご家族及び支援者の方にもご参加いただき、日頃の生活で感じていることについて、ご意見をいただいたところです(別紙 1 参照)。ご意見にあるように、若年性認知症の方にあっては、医療、介護のみならず、社会参加や就労の継続など多様な分野における支援ニーズが求められています。

つきましては、若年性認知症施策を今後さらに推進するに当たって、下記の取り扱いについてご協力賜りますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、併せて管内市町村、関係事業者等に対する周知をお願いいたします。

記

1 介護サービスを利用する若年性認知症の方への支援について(参考資料 1 参照)

一部の認知症対応型通所介護等の介護サービス事業所においては、社会参加の 意識が高い若年性認知症の方に対応するプログラムとして、保育所等における清 掃活動等のボランティア活動を行うなど、社会参加型のメニューが実施されてい ます。その際、発生したボランティア活動の謝礼(労働基準法第 11 条に規定する賃金に該当しないもの。以下略)の取り扱いについては、疑義照会が寄せられているところです。

こうしたボランティア活動の謝礼を受領することは、以下の条件を全て満たす場合に限り差し支えないと判断されます。

- ① 当該謝礼が労働基準法第 11 条に規定する賃金に該当しないこと
- ② 社会参加型のメニューを提供する介護サービス事業所において、介護サービスを利用する若年性認知症の方がボランティア活動を遂行するための見守りやフォローなどを行うこと

なお、ボランティア活動の謝礼は、若年性認知症の方に対するものであると考えられ、介護サービス事業所が受領することは介護報酬との関係において適切でないと考えられることを申し添えます。

2 地域における若年性認知症の方に対する支援体制の立ち上げについて

地域における若年性認知症の方やその家族への支援の充実を図るため、平成 22 年度補正予算において措置された「地域支え合い体制づくり事業」(別紙 2 参照)などの活用により、介護サービスとは別に若年性認知症の方向けのアクティビティを行うNPO法人や、若年性認知症の方やその家族の交流会など地域の実情に応じた支援体制の立ち上げを図っていただくよう、管内市町村及び関係団体に周知願います。

3 若年性認知症の方に対応する都道府県相談体制の充実について (参考資料 2 参照)

若年性認知症の方への支援は、医療、介護、福祉のみならず、就労支援など多岐にわたることから、行政組織の相談対応窓口も複数にまたがり、相談ニーズに応じた一貫した対応が必要となります。各都道府県におかれましては、若年性認知症の方やその家族に対する相談体制のワンストップ化を図るとともに、相談窓口の明確化やその普及・啓発に努めていただくようお願いします。

なお、相談窓口への担当者の配置等につきましては、若年性認知症対策総合推進事業における若年性認知症自立支援ネットワーク構築事業の対象として取り扱って差し支えないことを申し添えます。

若年性認知症施策を推進するための意見交換会(概要)

- 〇 日時:平成23年1月19日(水) 13:30~16:00
- 〇 場所:大手町カンファレンスオフィス ルームB
- O 参加者:若年性認知症のご本人及びご家族 16名 支援者 13名
 - ※ 厚生労働省宮島老健局長、金谷大臣官房審議官、千葉高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長 他
- 〇 概要:全国から若年性認知症のご本人10名が家族や支援者の方とともに参加し、厚生労働省幹部に対して、「日常生活における不便さや不安」、「医療や介護・福祉サービス、社会への要望」などについて意見交換を実施。
- 主なご意見(当日の発言および意見交換会資料「本人の声」より抜粋)
 - ① 介護サービスについて
 - 若年性認知症の人が受ける事ができる介護サービスを増やし、きめ細かいサービスをして欲しい。
 - ・ もっと若年の人に適したデイがあれば、楽しんで通いたい。
 - ・ 若年認知症の方用の通所施設があったら良い。
 - ・ 利用しているデイサービス (ジョイント) は、若年認知症と高次脳機能障害の人専用で、いろい るな活動メニューがある。地域の掃除ボランテイアなどをし、「ご苦労さん」と声をかけられる。
 - やりがいがあり、何らかの報酬があればうれしい。
 - ・ デイサービスに通っているが、受け身ではなく、自分の出来ることをさせてもらいたい

② 支援体制について

- ・常に一緒に生活し、手助けが受けながら生活を続けているが、いなくなってしまったら困ると思う。
- ・ 家族会の存在が、情報面・心理面と大きな支えとなる。
- ・若年性認知症の人がお互い助け合える体制づくりなどについてサポートして欲しい。
- ・ 「げんき会 (家族会)」は病気などの情報共有・交換の場所になる他、同じ仲間と旅行や食事等の 楽しみ・ストレス発散の場所になる。
- ・ ジョイントは、継続的に出かける場所。活動のきっかけをえることができる。障害年金などの手続きやいろんな話ができる。つながる。生活のリズムが安定する。
- ・ どう考えたらいいか、どうふるまったらいいか、困っている人がいっぱいいると思う。こういう、 ジョイントのような、いろんな話ができる、たどりつく「場」が必要なことを知らせないと。
- NPO法人に週3回2時間ほどの手伝いをしている。行くところがあることで、生活リズムもできて助かっている。
- ・仕事をしたいが、補助してくれる人がいないとできない。
- 一人では通院できないので、通院の介助をして欲しい。
- ・ 今は仕事をしていないが、ボランティアでもよいので社会参加を続けたい。
- ・ 自分がわからなくなった時や生活でどうしていいかわからないことを教えてほしい。いざという時に、例えば、かあちゃん(妻)に何かあったとき、自分だけではどうしようもないから、24時間いつでも電話できて、助けてもらえるようにしたい。

認知症の人たちと仲間になれる「場」が広がるといい。

③ 相談体制について

- たらい回しにならないよう窓口を一本化し、また具体的な相談ができるようにして欲しい。
- 確定診断後すぐにいろいろな相談の紹介制度があるべきではないか。

④ 就労支援について

- 精一杯仕事をやっていきたい。
- 金額を問わず、働いてお金を得ることは嬉しく、安心感がある。
- ・ 福祉的就労を通して、同じような境遇 (病気・障がい) を持った仲間と共感しながら、協力して仕事をすることにやりがいや楽しみがある。
- 自分の業が生かせる調理師(仕事)と、継続的でなければ意味がない。
- ・ 耳の不自由な人が手話や身振りや字に書いてサポートしてもらって働いているのを見たことがある。アルツハイマーにもそんなサポートがあると、自分ももう少し働けたと思う。会社にも事情があると思うけど、制度で何とかしてほしいと思う。

⑤ その他

- ・ 収入が少ないので、医療費を無償にして欲しい。
- 若年性認知症は、金銭面・経済面が苦労するので、何らかの支援があれば。
- ・ 認知症と診断された時に、主治医からの情報提供等があれば良い。
- ・ 大学病院の専門医に受診したが、画像診断中心で、アルツハイマーを告知し、後のフォローなく、1年後再診、その間近くの病院で薬をもらうようにとの指示だけで、突き放されたような感じがした。もっと話を聞いてもらい、アドバイスをして欲しかった。
- ・ 子どもの学資への補助。
- 子どもに認知症を理解してもらえない。

介護保険制度改正への提言

―要介護認定の廃止など利用者本位の制度に―2010 年6月 公益社団法人 認知症の人と家族の会

2000 年の介護保険制度発足は、日本の福祉制度のあり方を根本的に変える出来事でした。介護を家族だけの負担から社会で支える仕組みに転換する、必要な負担もする、そのために保険制度による新しい制度をつくる、という方向を日本の国民が選択したのです。「家族の会」が1980 年の発足以来求め続けてきた介護の社会化が、20 年の歳月を経て、やっとその出発点に立ったのです。

具体的に制度が発足してその成果には確かな手ごたえがありました。新しい時代が始まったと実感することが出来ました。介護保険制度は、今後もたゆむことなくさらに充実発展させてゆくべき制度です。その方向は次のとおりであるべきと考えます。

- 一 必要なサービスを、誰でも、いつでも、どこでも、利用できる制度
- 二 わかりやすい簡潔な制度
- 三 財源を制度の充実のために有効に活用する制度
- 四 必要な財源を、政府、自治体が公的な責任において確保する制度

そのために、2012年の制度改正において次のとおり実施するよう提案します。(抄)

6 介護サービス利用者に、作業報酬を支払うことを認める。

予算額 200億円(介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積み増し)

地域支え合い体制づくり事業

自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働(新しい公共)により、 見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対するモデル的な助成を行う。

【 事業内容(例)】

1 地域の支え合い活動の立ち上げ支援

- (1) 新規事業の立ち上げ支援
- NPO等が実施する地域における高齢者等への支援を目的とする取組み等、 先駆的・パイロット的事業の立ち上げ支援
- ・ 介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援
- (2)連携体制の構築
- 地域における要援護高齢者等に関する情報の整備(要援護者マップ)及び活用
- ・ 徘徊・見守りSOSネットワークの構築(警察などの公的機関、交通関係機関や生活に身近な事業者等が参加するネットワーク構築のための推進会議の設置、幅広く市民を対象とした徘徊・見守り協力員の育成) 等

【主な対象経費】委員会経費、調査研究経費、事業の立ち上げに係る経費(賃金、備品費等)等

2 地域活動の拠点整備

- ・ 世代間交流の場や高齢者の生きがい活動拠点の整備
- ・ 家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワークや家族介護者 支援の拠点の整備
- ・ 訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供 や情報共有のためのネットワークやシステムの整備 等

【主な対象経費】委員会経費、拠点整備のための改修に係る経費(改修費、備品費等)等

3 人材育成

- ・ 見守り活動チーム等の育成
- ・ 訪問介護員等の有資格者のうち、一定期間離職した者 (潜在的ホームヘルパー) に対する研修 等

【主な対象経費】委員会経費、研修開催経費(謝金、旅費、借上費等)等

<参考>事業実施までの流れ



交 付 高

・交付額は、都道府県の65歳以上 高齢者数等に基づき算定

都道府県

介護基盤緊急整備等臨時特例基金

成

等

資金の交付

- •補助率10/10
- ・都道府県が認めた額 (市町村から提案された
- 事業内容を踏まえ、所要額を市町村に交付)
- ・都道府県が自ら実施することも可

市町村



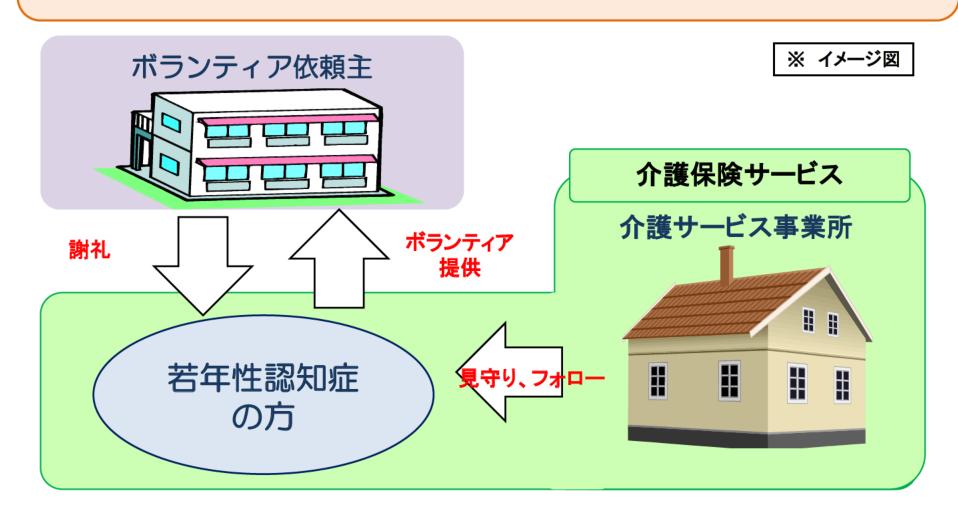
・事業を効果的に組み合わせ

市町村は自ら実施又は補助・ 委託等

事業者等

ボランティア活動の謝礼を受け取れる例

- ※ 以下の要件を満たす場合ボランティア活動の謝礼を受領しても差し支えないと判断される
- ボランティアの謝礼が労働基準法に規定する賃金に該当しない
- 介護サービス事業所は、若年性認知症の方がボランティア活動を遂行するための見守りやフォローなどを行う
- ボランティア活動の謝礼を、介護サービス事業所が受領することは介護報酬との関係において適切でない



若年性認知症の方に対応する都道府県相談体制の充実について

若年性認知症の方への支援の課題

若年性認知症の方への支援は、医療、介護、福祉のみならず就労支援など多岐にわたることから、行政組織の相談対応窓口が複数にまたがり、一貫とした対応が困難。

→各都道府県における相談体制のワンストップ化を図る

